

て、信州戸石の合戦に、村上義清が勢を山本勘介が謀に依りて、俄に南に向はしめて勝を得たる、是時の大星なりと、其例を引て口授する輩もあり。甚敷者は五日・七日別火齋戒をさせて傳之、或は先づ試の大星と云物を教示して後に、誠に大星を傳ふと云。其下心は利欲を貪らんとする人もあり。皆以て用るに足ざる空言也。試に論ずべし。凡日に向ひ戦ふ時は、我軍士日の光りに覆はれて、其働き心に任せず、故に敵を日にむかはしむる様にして、我は日にそむく様にする事は、和漢古今定りたる事にして、凡兵を論ずる者は誰も知べし。只前日を嫌ふのみならず、雷雨等も敵に向を利とし、我前日を害とす。然れば星の大星と云とも可ならん。可可なりいか程意思を附會し警諭を牽合し、空無の圖を畫して白人を迷はすといふとも、豈神微の理ありて、是を三箇の大事と號するに足んや。甲州道に大軍、かつらうかう、分度の曲尺、是を三箇の大事とす。微妙至善の卷等に載る圖説、一として論ずるに不足。又孫子朝・晝暮の銳情・歸の三つを口訣とするもの、是又附會の説と云べし。夫孫子が三段の兵氣の説、銳氣を避て情氣の氣を撃つと云事、諸家の注説に顯然として別に口訣とする事なし。若し文字不通の人を欺は、誠とする儀もあらんか。大軍・小軍

共に合戦の法は、銳氣を避て情氣を撃つる理に非すと云事なし。又戸石の戦に大星を以て勝と云事、軍鑑・五兵問答等に是を載すといへども、是を以て傳授の秘訣とするに足らず。義清が勢一文字に進で、信玄の旗本を目にかけ來る所を、道鬼時に臨んで奇謀を出し、武田菱の大旗を眞先にすゝめ、深澤の民家の間道を涉り、思ひもよらぬ義清が勢の横合より出たるに依て、義清が兵あはやと周章て、覺えず其氣を奪はれ、南の方へ指向て備の取次セトコになる所の虚を見て、端的に突懸りしに因て遂に利を得たり。是兵法に所謂出其所不趨趨其所不意。と云の意に能く應ぜり。又太公の所謂動莫神於不意、謀莫善於不識。と云ふにも叶へり。然るに此等を以て時の大星といはんや。如此附會の名目を施すは、不意の大星、南の大星とも云べし。是を試の大星など、云て、人を惑はし利を計るの類更に不可信。近世兵學不練の人は、大星を授受せざれば合戦に勝利を不得様に心得、又は一向不案内の士は、是を知る時は、百萬の兵も居ながら制せらるゝ様に思ふも多し。悲哉兵家の要、豈大星を不知の故によるべけん哉。

右愚意の趣、闇に白龍子が意旨に叶ふが故に爰に記しぬ。
一 うずさぐらの事

うずさぐらの事、櫻にしては何櫻を申候哉との事、端玄徹不通其頃の大外記へ御尋有之の處に、櫻にては無之鞍の名にて候。うず鞍と申候は、木地にて紋も木地を以て彫上げ申候。此紋多くは櫻を枝折に致したる繪也。むかし御櫻狩の時、奉供の衆馬鞍必ずうず鞍を用る事故實なるよし。鞍馬天狗と云諺に作れるも此事のよし。

一、微妙公薨去前日の御判

微妙公薨逝は御卒死に相究り候へども、何とか御覺有之候哉、五三日前に被仰出、京都へ醫師を召に被遣候。未下向無之内、御逝去被遊候。其内御國の醫者へも、一兩輩御脉被爲伺候處、何の御滞も無御座候旨申候て退出仕候處、御近習の衆へ御意は、下手共なるよし被仰候。十一日御夜話に古市左近が承にて、伊藤内膳以下御加増可被下候旨にて、四五人も御一行被仰付候。其内内膳への御一行に先づ御判被遊、御家老前田對馬へ御渡被成、明日もしれぬ儀に候間、今晚可遣旨御意被成候。對馬御判物を見候處、御判の

點無之候に付如何の儀と存じ、御點被遊候様可申上と立歸、御居間の口迄持參仕候へども、又存寄候は、御失念可被遊管の事にて無之候。定て重て又御加増可被下候。其時分御點可被成との御思案可被成候。只此儘頂戴可爲致と存じ、則内膳へ相渡候。翌日御逝去に付其儀別て存當候は、命の點と云事有之旨兼て人の咄に承候。今以内膳家に有之候よし。對馬後駿河守、隱居の後源隨と申候。直に物語承候。

一、金澤忠兵衛の殉死

殉死は法とするに非ざる事なれば、是非を論ずべからず。爰に珍敷殉死の人あるが爲に記しぬ。平の將門より二十五代の後胤相馬大膳正利胤の内に、金澤備中と云侍あり。相馬代々の忠臣にて、既に備中まで十一代、主の馬前に討死す。其子金澤忠兵衛と云あり。二十六代大膳正義胤病死せらるゝとき、我等が先祖代々父まで十一代、御馬の先に御用に立討死を遂候得共、某は御代の内何事も無之故に御用に立事なし。せめて此度野邊の御供なりとも申べきとて、相馬の城下中村に於て殉死しぬ。實に十二代主の用に立、死する侍はためしなくなるべし。惣て奥筋の人のか